

## 沖縄の日本復帰とは何だったのか

島 袋 琉

### はじめに

沖縄の日本復帰という出来事を肯定的に評価するにせよ否定的に評価するにせよ、これまで沖縄の戦後史・現代史においては、復帰を重要な歴史的なターニングポイントと見なすのが一般的であった。本稿の目的は、復帰をケインズ主義の継続という点において批判的に検討することにある。それによって、今日の沖縄社会の抱える問題が復帰運動の失敗と結びついていることを明らかにし、復帰が過去の問題ではなく現在の問題であることが分かるだろう。

沖縄現代史の第一人者である新崎盛暉は、「沖縄戦後史（現代史）は、米軍支配下の時期と、日本になって以降の二つの時期に大きく分けられる。〔中略〕『戦後60年』という言葉で一括りにすることのできない時代の特徴をもっている」と述べている<sup>1</sup>。このような復帰以前／以後を重要な歴史的区分として考える歴史観は、論者の立場を越えて沖縄現代史研究の基本的なパラダイムとなっている。例えば櫻澤誠は、これまでの沖縄戦後史研究が革新の動向に注目して保守の動きを軽視してきたことを指摘したうえで、保革の枠組みがどのように形成・変化してきたのかという観点から沖縄現代史を再論しているが、復帰前／後という時間区分で沖縄現代史を見る点では共通している<sup>2</sup>。もちろん両者とも復帰の前後における連続性を軽視したわけでは決してないが、それよりも画期性の方を強調しているのは確かである。

このような歴史観に対してそれを覆すような研究を行ったのが古波藏契である。島ぐるみ闘争は、1950年代の沖縄で、米軍の軍用地接収に対し土地代の一括払い反対や新規接収反対などの要求を掲げて保革を越えて団結し、全島的な運動となった闘争である。これに衝撃を受けた米軍は、この団結を打ち破るために飴とムチの様々な対抗策を打ち出して事態の鎮静化を図るとともに、経済成長と完全雇用を維持することで沖縄社会が不安定化し米軍基地の安全が脅かされないようにすることを重要な課題として認識した。米軍は沖縄版高度経済成長を実現するための諸政策を打ち出すのだが、そのシステムはそのまま復帰後にも受け継がれ、それが沖縄振興開発体制だというのである<sup>3</sup>。

復帰をめぐる通説的な言説においては、島ぐるみ闘争は復帰運動の前史として位置付けられ、両者の連続性を強調するのが一般的であった。例えば新崎盛暉は、「この闘い〔引用者註：島ぐるみ闘争のこと〕によって民衆が得た自信は大きかった。以後、労組や人権団体、平和団体などの結成が急速にすすみ、一九六〇年四月二八日には、六〇年代沖縄民衆運動の母体となった沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成された」と述べている<sup>4</sup>。また、櫻澤誠も、「島ぐるみ闘争のなかで、復帰運動再興の動きも始まっていた」とする<sup>5</sup>。これらは、島ぐるみ闘争と復帰運動を一体的にとらえるものである。これは復帰を大きなターニングポイントと見る歴史観であるがゆえの理解の仕方である。

一方古波藏は、島ぐるみ闘争以前の米軍による沖縄統治政策と島ぐるみ闘争以降の沖縄統治政策の違いに注目する。そして後者は、現在の沖縄振興開発体制にまで受け継がれているものであることを明らかにするのである。このような歴史観に立てば、復帰は決して沖縄史を語る上での最も重要な画期ではなく、それ以前から存在していたケインズ主義的統治戦略が沖縄振興開発体制として顕在化していく出発点にすぎないことになる。

本稿は古波藏の指摘を受け入れたうえで、そのような歴史観にあって復帰という出来事をどのように捉えるべきなのかを検討するものである。ここで重要なのは、古波藏が指摘するような島ぐるみ闘争をきっかけとする沖縄統治の転換点にはケインズ主義の問題があるということである。古波藏はケインズ主義という言葉は直接には用いていないが、「日米両政府の対沖援助増大を背景とした財政主導型経済」<sup>6</sup>の下で、「『失業なき経済社会』を是が非でも維持」<sup>7</sup>することが沖縄統治の課題だったと古波藏が指摘するとき、その統治は多分に財政政策を中心とするケインズ主義的な色彩を帯びるものだったことが読み取れるだろう。米軍のこのような統治戦術の在り方は、沖縄社会に経済的な利益を与えることで基地への不満から目をそらさせる、あるいはしぶしぶ受け入れさせるためのものである。そしてこの基本的な構造は今日の沖縄振興体制まで変わらない。

沖縄をめぐるケインズ主義的統治という問題を考えるにあたって、本稿が重要な参照項とするのがF.A. ハイエクの議論である。ハイエクはケインズ主義的福祉国家に反対した経済学者として広く知られている。しかしハイエクの議論の中核は、詳しくは第一章で検討するように彼独自の法の支配に関する理論にある。ここでいう法の支配とは、詳しくは第一章で検討するように、正しい行動のルールと組織のルールという彼独自の法の二分論に基づくものである。本稿で注目するのは、このようなハイエクの法の支配論に基づいた利益政治批判である。ハイエクの利益政治批判は、民主主義の名のもとに諸利益集団が特殊利益を獲得しようと政治に介入することで法の支配が脅かされているということの問題視するも

のであった。彼の福祉国家批判もこのような文脈からなされたものであったといえる。詳細な検討は第一章に譲るが、本稿ではこのようなハイエクの議論を沖縄を分析する理論として注目する。

本論で詳細に論じる通り、ハイエクの議論を参照しながら考えると、復帰は沖縄をめぐる利益政治の在り方が制度として本格化する起点だったということが出来る。そしてそれは、復帰以前から一貫して存在していたそれが、問題として顕在化するチャンスだったということをも意味している。しかし、結局利益政治のシステムは問題化されず今日まで引き継がれてしまった。では、復帰の場面において本当に問われなければならない問題は何であったのか？ここで問われなければならない利益政治とは具体的にはどのようなものなのか？この論点を明らかにすることで、沖縄現代史において復帰という出来事を正しく位置付け直すと同時に、今日の沖縄政治にまで引き継がれた根本的な病理を明らかにし、そしてそこから抜け出す新たな未来像を示唆することが出来るようになるであろう。

本稿の構成は以下の通りである。第一章では、ハイエクの政治理論に関する先行研究を整理したうえで、ハイエクの利益政治批判に注目することでハイエク思想の新たな一面を描き出し、以って現代沖縄の政治状況を分析するための理論的枠組みを準備する。第二章では、復帰運動が目指したものは何だったのかを検討したうえで、今日の沖縄の状況を踏まえ、本当に目指すべきだったもの、復帰をめぐる議論の中で十分に論じられなかったものは何なのかについて検討する。それを通じて、復帰において法の支配の問題が十分に論じられなかったことが、今日の沖縄を考える上で重要な要素になっていると設定する。第三章では、それらの目標とは裏腹に、復帰が日米両政府によって振興開発を目標とするものにすり替えられていき、財政策のもので利益政治に回収されていく様子を分析する。第四章では、以上の検討を踏まえたうえで、ハイエクの自生的秩序論を検討しながら沖縄社会の新たな可能性を探る。これらの考察を経て、復帰を沖縄現代史において位置付け直し、今日の沖縄政治を考える上での重要な出発点であることを明らかにする。

## I. ハイエクの利益政治批判

本章の目的は、ハイエクの政治思想を検討することを通じて、復帰という出来事が沖縄現代史においてどのような意味を持っているのか、そこから浮かび上がる現代沖縄政治の問題の根源は何なのかを解き明かすための理論的枠組みを提示することである。はじめにでも簡単に論じたが、沖縄現代史における復帰とは、島ぐるみ闘争を起点として復帰以前から続くアメリカによるケインズ主義的統治

が日本政府によって引き継がれるという形で本格化していくタイミングであった。ここで重要なのはこの継承という問題である。先取りの結論を述べれば、復帰は単にアメリカの統治という非民主的な状態から日本の統治という民主的な状態に移行したということではない。むしろ重要なのは、日本の民主主義に沖縄が組み込まれていく過程においてこそ沖縄をめぐる利益政治は強化され具体化されていったということである。問題は復帰を果たしたにもかかわらず未だに非民主的な立場に置かれている沖縄ということではない。現代民主主義そのものの中に利益政治を通じて法の支配を脅かす回路が最初から組み込まれているということなのである。沖縄に対する差別や、在沖米軍基地の維持・集中などは、民主主義の欠如によるものではなく、誤った民主主義の過剰によって法の支配が欠如してしまっていることの結果であり、それにすぎない。問われるべきことは現代民主主義の持つこのような危険性の正体を明らかにすることであり、これが本章で取り組む課題である。

ハイエクは「きわめて同質的な、そして空論ばかり振り回す多数派の支配のもとでは、民主主義政府は最悪の独裁体制と同様に圧政的なものになることは、少なくとも可能性としては考えられる」と述べている<sup>8</sup>。このようなハイエクの不安は徐々に増していき、1970年代には「広く行き渡った形態の民主主義の持つ致命的な影響としての無制限の権力 (Unlimited power the fatal effect of the prevailing form of democracy)」<sup>9</sup>について議論するに至った。全体主義と対決したハイエクは、全体主義を民主主義の反対物である独裁として理解するのではなく、現代民主主義に埋め込まれた危険性として把握しようとした。この時に重要になるのが利益政治の問題である。ハイエクが民主主義を利益政治という観点から分析した議論を助けにすることによって、沖縄の日本復帰という場面で利益政治という概念が持っていた意味を明らかにできるようになる。沖縄の日本復帰という出来事をどのように分析するのかについて具体的な検討は次章以降に行うとして、本章ではハイエクの議論をより詳細に検討する。ハイエクの利益政治批判に注目することで、ハイエクの新たな一面を描き出すとともに、次章以降で沖縄を分析するための方法論を得ようとするものである。

## 1. ハイエクをめぐる先行研究

通説的な経済思想史においては、ハイエクはオーストリア学派に属する経済学者として、新自由主義の理論的な指導者の一人として見られることが多い。たとえばトーマス・カリアーはハイエクの議論について「公共サービスの大半やその資金源としての税金に反対を貫いた姿勢は、シカゴ学派<sup>10</sup>の経済学者に刺激を与え、引き継がれていった」と述べ、経済史におけるハイエクの立場をフリードマ

ンらの新自由主義につながるものとして描いている<sup>11</sup>。また、ジェリー・Z・ミュラーは、「ハイエクの場合、市場の悪影響を評価するすべも、それを正さなければいけないという原理的な理由を示すすべもない。ハイエクは、敬愛する先行者であるアダム・スミスよりはずっと一面的になってしまっている」とし、市場原理主義に陥っていると指摘する<sup>12</sup>。このように、ハイエクの経済思想は新自由主義や市場原理主義に通じるものとしてみなされるのが一般的である。

政治思想の分野においては、ハイエクの思想は主に自由論の文脈で議論されることが多い。この分野においては、ハイエクは消極的自由主義者なのか、積極的自由主義者なのかをめぐって多くの議論がなされてきた。楠茂樹は、ハイエクの自由の考え方の特徴は、自由と権力を区別することによって、他者による恣意的強制からの自由とみなされるべきであると指摘した<sup>13</sup>。このような自由は、自由の消極的な考え方であるとみなされるものである。また佐藤方宣は、ハイエクとフランク・ナイトを比較し、ハイエクを消極的自由の理論家として描いている<sup>14</sup>。一方、ハイエクの自由論を自生的秩序の中における積極的自由としての側面を強調する研究も存在する。チャンドラン・クカサスは、ハイエクの自由論を個人の自律性に基づく義務論的自由に関するカント的理論の発展であると考えた<sup>15</sup>。クカサスは、ハイエクの自由論は、法への服従が自由と一致するというハイエク思想の特徴に注目し、高次の自己実現という意味で積極的自由の理論であると解釈する。クカサスによると、ハイエクが合理的な法律への服従が自由を意味すると主張するとき、カントと同様に合理的な行動のルールによって非合理的で近視眼的な衝動から解放されると主張している。

ハイエクをめぐる研究の状況は、政治思想の文脈においてはその自由論に注目が集中してきたために、ハイエクが『法と立法と自由』第三巻において展開した議会制改革論の意義は十分に検討されてこなかった。ハイエクは今日の民主主義の問題の根源は議会制に問題があるとみなしており、それこそハイエクの議論が最終的に到達した点であったにもかかわらず、ハイエクの議会制改革論に関する研究は深められてこなかった。立法院構想に関するまとまった研究としては、山中優による研究があげられる。山中によればハイエクは、人間は反市場的な感情を自然に有しており必ずしも市場に適合しないと考えていた。そこで、自由市場を守るための装置として立法院が構想されたという<sup>16</sup>。

近年の研究動向におけるハイエクの立法院構想に特に注目した研究としては、ウェンディ・ブラウンによる研究がある<sup>17</sup>。ブラウンによれば、ハイエクは立法院構想を展開することによって、民主主義の基盤を傷つけ道徳的伝統主義に基づいた資本主義を呼び覚ますための理論的根拠になった。「国家による規制からの自由という原則を通じて、かつては社会と民主主義が存在した場所に市場と道徳を

すえつけること—これがハイエクの夢である。この展望はまた、とりわけ合衆国とイギリスの展開における、現実に存在する新自由主義にとって中心的なものであった」と述べるとき<sup>18</sup>、ブラウンがハイエクを今日の新自由主義の根源の一つとして捉えていることは明らかである。ブラウンによるこのようなハイエク読解は現在英語圏の研究において大きな影響力を持っている。

以上の検討から、ハイエクの政治思想としての議会制改革論は十分にその意義を検討されておらず、それを取り上げる場合も新自由主義的統治の起源として理解されていることが一般的であることが分かった。次節では、ハイエクのこのような議論の根本には彼の利益政治批判に関する理論があったことを明らかにしたうえで、その観点からハイエクの政治思想を意味づけ直すことを試みる。

## 2. ハイエクの利益政治批判

ハイエクは『法と立法と自由』第三巻において、現代民主主義に対する根本的な批判を行った。ハイエクは今日の民主主義の在り方に対して、「民主主義政府はその活動を選挙民の多数派の合意を得られた意見に従うことだけに限定することはできず、多数の特殊な利益の要求を満たすことによって多数派を集め、維持せざるを得ないであろう」という<sup>19</sup>。ハイエクはこのような体制を交渉民主主義と呼び、実際には個々のあらゆる利益集団同士の裏取引によって特殊利益を実現していくための回路にすぎないとした。ハイエクによる福祉国家批判の論理は、このような利益誘導型の政治に対する反対である。このような交渉に基づいて利益を分配するシステムが発展する中で、社会的正義の名のもとに特殊利益のために権力が振るわれる事態が横行したとハイエクは見ている。

ハイエクがとりわけ問題視したのは、このような政府は支持基盤である利益集団の圧力から逃れることが出来ないため、彼らの特殊利益を満たすために法の一般性を棄損し、自らの支持基盤たる利益集団に法的特権を与えてしまうということであった。ハイエクはそれを法の支配の棄損であると見ていた。ハイエクは「代議員議会の真の構造と組織はその行政上の必要によって決定されてきたのであり、それは賢明なルール制定活動にとって好ましくない」と指摘する<sup>20</sup>。ここでいう行政上の必要というのは、政府の予算をどこに振り向けるかということであり、おもに財政政策のことである。このような政府は、支持基盤たる利益集団に財政上の利益のみならず法的な特権まで付与せざるを得ないため、法の支配を脅かしてしまう。これこそハイエクが福祉国家を批判した理由であり、ハイエクの利益政治批判の基本的な構造である。

ここでいう法の支配とはハイエクの議論において登場する特殊な概念であるため注意が必要である。ハイエクは法を二つに区別する。第一に、ハイエクが正し

い行動のルールと呼ぶルールである。これは個人の自由を保障するためのルールであり、具体的には刑法や民法が含まれる。またそのほかにも、種々の経済的・社会的規制のためのルールが含まれる。会社法や、消費者の権利に関する法律、食品の安全基準に関する法律などがその例になるだろう。ハイエクが一般性を保たなければならない、法的な差別を許してはならないと考えていたのはこの種類の法律である。第二のルールは、ハイエクが組織のルールと呼ぶルールである。これは政府が在やサービスを共有するための法律である。組織のルールには、公務員に関する法律や行政機関の組織や権能に関する法律などが含まれる。だが今日の政治において、組織のルールの中でもっとも重要なものは政府の歳出の内訳を決める法律、すなわち予算であろう。これは、政府の持つ資源をどの方向に振り向けるのかを決定するという意味で、特定の目的と対応している<sup>21</sup>。これらのルールは、特定の目的を達成するために行政組織に指示を出すという性格を持つものであるため、ルールの性格から言って一般性を持ちようがない。

ハイエクによれば、イギリスの古典的自由主義者たちは前者だけを法とみなしており、このような考え方は17世紀にロックらによる議論を経て18世紀には定着しつつあった。ハイエクはモンテスキューの三権分立論に言及した上で、「この理論はモンテスキューがその時代のイギリス憲法を誤解したことから生まれたとする、今でもよく聞かれる迷信は正しくない。[中略]それが当時のイギリスの政治的意見を支配し、前世紀の大論争を経て徐々に受け入れられるようになってきていたことは間違いない」と述べている<sup>22</sup>。つまり三権分立の真意とは、正しい行動のルールは立法権によって、政府組織のルールは行政権によって担われるべきものであり、両者の混同を避けるために異なる機関にその権力を分担させるということだったのである。そして両者の峻別を維持したうえで、政府組織のルールは正しい行動のルールに反してはならないという原理こそ法の支配であった。

しかし実際には、両者は同一の議会によって担われてきた。ハイエクは「民主主義政府の現在の構造を決定してきた決め手は、代議員議会が二つの全く異なる任務を負わされてきた、という事実にある。代議員議会は「立法府」と呼ばれているが、明らかに、その業務の大半は、行動の一般的ルールの定式化と承認ではなく、特定問題に関する行政措置の指令にある」と指摘したうえで、二種類の法の区別が失われ、むしろ行政命令が正しい行動のルールよりも立法行為のメインテーマになってしまったとする。こうして、利益政治の下では正しい行動のルールはその有すべき一般性が失われ、正しい行動のルールたりえなくなってしまうのである。それはすなわち、法の支配が脅かされてしまうことを意味する。

### 3. 小括

ここまでハイエクの議論を検討しながら法の支配などの重要なキーワードについて整理してきた。ハイエクにとって法の支配とは、人々の行動を制限する法(民法や刑法など)が高度な一般性を持っている状態のことを指す概念であった。ハイエクは法の一般性について「法律は個人の行動が満たさなければならない条件の一部を定めるにすぎず、不特定の人びとにたいしてある一定の条件が存在する時にはいつでも適用されるもので、特定の事情に関する事実にはほとんどまったくかわらないのである」と述べている<sup>23</sup>。ハイエクの言う法の一般性とは、法が特定の集団を名指しするような事態さえ排除するものであった<sup>24</sup>。

このようなハイエクの法の支配論を検討することで、ハイエクの利益政治批判・現代民主主義批判の意義もより良く見えてくるようになる。ハイエクにとっては、一般に現代民主主義と呼ばれているものは諸団体の特殊利益をめぐる交渉民主主義に過ぎない。政権がその支持基盤たる利益集団に法的特権を授けることで政権を維持するために、法の一般性は必然的に崩れてしまう。もし政府がそれを怠れば、支持を得られなくなってしまうからである。したがってここでいう利益政治とは、ハイエクの理想視する法の支配の反対概念として立ち現れてくるのであり、それゆえに批判されなければならないものであった。

以上の検討を経て、単なる新自由主義の祖というだけにはとどまらない新たなハイエク像を提示することが出来るようになった。すなわち、政府による財政出動を通じて特定の団体の特殊利益を充足することによって法の一般性を脅かしてしまうような統治の在り方としての利益政治に反対するための議論としてのハイエクである。これは一般に流布する資本家階級の守護者としてのイメージとは全く異なるものであろう。そしてこのような新しいハイエク像は、法の支配という概念を通じて政治権力が全ての市民を平等に扱い、特定の集団に特権を与えたり差別したりするようなことのない政治を求める議論へと続いていくものである。このような意味で、本稿はハイエクの法の支配論と利益政治批判に注目するものである。

ハイエクにおけるもっとも重要な問題は、民主主義という場において、それが利益政治へと堕してしまうか、あるいは法の支配という正しい統治の姿を実現できるか、この二つがせめぎ合っているということであった。ハイエクにとって民主主義とはそれだけで賞賛されるべきものでもなければ、平等を実現するものでもない。民主主義は利益政治のアリーナになってしまうと、民主主義の名のもとに差別が横行する状況を生み出してしまふ。民主主義が機能するためには、法の支配という概念をしっかりと確立したうえでそれを維持していく仕組みが不可欠なのである。しかし残念ながら現実には民主主義は交渉民主主義として法の支配を



棄損するものになってしまっているというのがハイエクの診断である。すなわちここでは、利益政治の舞台となってしまった現代民主主義において、そうではない新たな在り方が問われているのである。そしてこの問いこそ、沖縄の日本復帰という局面において問われなければならない論点であった。

楠は、ハイエクの民主主義論を「民主主義は手段であってそれ自体目的ではないというのであれば、何が民主主義を規律するのだろうか。法の支配がその解にあるということはハイエクの一連の著作を読めば明らかである。言い換えれば、法の支配の規律が存在しないところにおいては民主主義はある種の暴力装置と化す恐れがあるということである」と整理している<sup>25</sup>。法の支配の規律が存在しないということは、換言すれば利益政治の論理が規律しているということの意味する。すなわち、利益政治によって規律された民主主義は暴力的な支配につながりかねない。本稿の主要なテーマは、まさに現代沖縄こそがそのような状態なのであって、そこから脱出するためのヒントをハイエクの法の支配論に求めようというものである。

ハイエクがこのような利益政治批判の先に描き出した未来像は、自生的秩序論である。すなわち利益政治批判の観点から沖縄の日本復帰という出来事を捉えるという作業は、単に沖縄現代史の再論というだけに留まらず、利益政治を乗り越えて法の支配と自生的秩序という未来を獲得するために必要なことなのである。次章では、ハイエクの利益政治批判と法の支配論を念頭に置きながら、沖縄の日本復帰がどのような意味を持つ出来事だったのかについて検討していこう。

## II. 復帰運動が目指したものと目指すべきだったもの

### 1. 民族統一と反戦平和、忘れられた民主主義

サンフランシスコ平和条約の締結によって施政権が日本から分離され、米軍による沖縄支配が始まった当初から、沖縄では日本復帰を目指す運動は存在した。講和会議を控えた1951年5月には沖縄社会大衆党を中心に日本復帰期成会が、6月には日本復帰青年同志会がそれぞれ結成され、日本復帰を求めて活動しようとしていた。しかし、1950年代のこれらの運動は、米軍による厳しい弾圧により鎮静化され、大きな大衆運動として盛り上がることはなかった。先の古波藏の議論で検討した通り、島ぐるみ闘争を経た50年代後半になると米軍は沖縄の統治戦略を変更し、直接的な弾圧から柔軟策に切り替えた。この頃から復帰運動は盛り上がりを見せ、1960年4月には復帰運動の母体となる沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成され、60年代の復帰運動をリードしていくことになる。

このような沖縄の祖国復帰運動においては、“異民族支配からの脱却”という

キーワードが頻繁に用いられた。ここでいう異民族とはアメリカ人のことを意味する。これらの言説に対して小松寛は「先に主権回復を果たした日本から切り離された『畸形的』『孤児』『国際的浮浪』と表現された沖縄が、『民族同胞』へ救いを求めるという民族的理由が中心であった」と分析している<sup>26</sup>。このような言説においては、沖縄人は日本人の一部であるという前提の下で、異民族＝アメリカの支配から逃れて同胞＝日本の支配に戻ろう、という論理構造であった。沖縄人と日本人は同じ民族であるという前提の下で、あるいは沖縄人を日本民族へ一体化させることを目標に、行われたものが復帰運動であったという見方はあり得よう。

このような民族主義運動としての側面は復帰運動のもっとも代表的な一面であるが、それ以外にも復帰運動は多様な側面を有している。我部政男は、復帰運動を構成する要素として異民族支配からの脱却以外にも民主主義の確立と反戦平和の二点を指摘している<sup>27</sup>。民主主義の確立とは、ここでは人権と自治の確立を意味している。米軍統治下の沖縄においては、沖縄住民の自治は神話とされ、米軍の独裁的支配の下で極めて限定的な形でのみ自治が可能であった。また、強制的な土地の接収など、基本的な人権も確立されているとは言い難かった。この論点は非常に重要なので次節で詳しく検討する。

反戦平和は主に米軍基地と安保条約に対する反対を意味したが、その詳細な内容や意義は立場によって形を変えていた。その最も急進的な例は、瀬長亀次郎ら沖縄人民党の主張であろう。瀬長は「沖縄はアメリカ帝国主義と日本独占体の売国行為が結実して生まれたアメリカ帝国主義の新植民地です」としたうえで、「アメリカ帝国主義の新植民地沖縄の祖国復帰闘争は、〔中略〕国際的な植民地解放闘争の一環としても重要な地位にあります」と述べている<sup>28</sup>。森宣雄は、瀬長はアメリカの帝国主義に対抗するための手段として沖縄の日本復帰を主張していたとしている<sup>29</sup>。ここでは、復帰はそれ自体が安保体制やサンフランシスコ講和条約体制に対する闘争でもあった。

一方屋良朝苗はそれよりはやや穏健ではあった。屋良は「基地撤去」「安保廃棄」といった理念を「基地反対」「安保反対」に変更するなど、より穏当で現実的な表現を使う傾向にあった<sup>30</sup>。屋良は主席公選に際して沖縄に「いかなる軍事基地を置くことも了解しない」し<sup>31</sup>、「米軍基地の存在を許している安保に賛成できるものではない」とし<sup>32</sup>、基地と安保に反対するという点では人民党と共通していた。しかし、アメリカ帝国主義や新植民主義への対抗といった性格を押し出すことはなく、ここに人民党との違いを見出すことができる。屋良は「私は、即時無条件全面返還を強く要求します。私たちが現在と将来にわたる県民福祉を願う時、何より先に求められることは沖縄県民の生活と文化の立つ基盤を本来の姿にもど

すことです。すなわち、私たちが、日本国民として、祖国の平和憲法のもとに復帰することであります」と述べている<sup>33</sup>。屋良の復帰論はアメリカや日本の植民地主義との対決というよりは、むしろ沖縄県民の福祉に関心があり、そしてそれは平和国憲法の下で日本国民として統合されることによって達成されるものであった。小松は、「沖縄が日本に復帰すれば基地が撤去されるという因果関係を担保すると考えられていたのが、前節で述べた日本国憲法であった」と指摘している<sup>34</sup>。

復帰運動の進展に伴って、その主要な論点は民族統一と反戦平和に集中していった。沖縄戦後史研究も、“民族と平和”というテーマに関しては深い研究の蓄積がある一方で、復帰運動が人権と自治の確立を目指したものだということ側面は他の二面に比べて強調される機会が少ない。例えば我部も先の論文において「民主主義の確立（人権と自治）は復帰運動の重大な側面が無視すべきではないが、小論では考察の対象外とした」として詳細な検討を避けている<sup>35</sup>。民主主義の確立は重要な論点であったにもかかわらず、民族闘争と反戦平和という二つの論点が重要になっていくにつれ相対的に軽視されていった。

日本国憲法への復帰という言説は、本来この民主主義の確立という観点を含んでいたはずである。そこでは九条のみならず、その前の二章、すなわち基本的人権の確立が沖縄において達成されるということも同時に意味していた。しかし、人権を侵害し自治を阻害する根源が基地、ひいてはアメリカ統治そのものであったことから、復帰に伴いこれらの問題が解消されるとするなら民主主義の確立というテーマは焦点化されにくいものであったといえよう。結果的に復帰運動のテーマは民族と平和の問題へと収束していった。いわば、平和憲法への復帰という言説の中に曖昧に包み込まれてしまった結果、民主主義の確立という観点は十分に議論されえなかったといえよう。

## 2. 復帰運動が目指したものとしての法の支配

本節では、復帰運動の重要な要素でありながら比較的軽視されてきた民主主義の確立という要素に焦点を当てる。具体的には、前章で検討したハイエクの議論を参照しながら、復帰運動の文脈では民主主義の確立と呼ばれていたものをハイエクの言うところの法の支配の確立として把握することによって何が明らかにできるのかを論じていこう。ハイエクの利益政治批判によって明らかにされたことは、現行の民主主義の下では利益政治が展開することで法の一般性が脅かされ、法の支配を棄損してしまうということであった。

復帰運動において求められた民主主義の確立とは、米軍の統治下におかれているという差別的な状況から、復帰を通じて日本国憲法と日本政府の元で統治され

るようになることで、日本国民として当然に享受しうる人権や自治権を獲得できるということを意味していた。日本の民主主義の下に入ることにより、日本本土住民とまったく平等な法的取り扱いを受けることが出来るということを前提に、民主主義の確立は人権と自治の確立を意味していたのである。

しかし実際の復帰は、沖縄に対する深刻な法的差別を伴うものとして進行した。今日の在沖米軍基地は、そのほとんどが民有地である。これは、もともと公有地だった場合が大半を占める日本本土の米軍基地とは非常に性格が異なるところである。民有地は当然私人の私有財産に当たるため、それを利用するためには地主と契約しなければならない。その契約作業を進めている間の暫定措置として軍用地を利用可能なものにしておくための法律が、公用地暫定使用法である。

これは正式名称を「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」といい、まさに沖縄を名指しにしている法である。前述のとおり、これは沖縄住民の合意を得て制定されたものでもなければ、沖縄住民の利益のために制定されたものでもない。沖縄住民を名指しで狙い撃ちにする差別的立法であり、公用地暫定使用法は、米軍の軍事的必要という具体的な目的のために、沖縄住民の財産権を侵害し、強制的に利用権を奪い取ることができるようにするための法律である。

時限立法であった公用地暫定使用法が失効すると、政府は駐留軍用地特措法に基づいて軍用地を調達することになった。こちらは沖縄と名指しすることはなく、文面上は全ての人々に一般的に適用される性格のものである。しかし先述のとおり、日本本土においては民有地を軍用地として使うケースはほとんどなく、この法律はほぼ沖縄においてしか適用されていない。その基本的な性格が公用地暫定使用法から変わっていないのは明らかである。

また、更に重要な問題として、日米地位協定に裏付けられた米軍属の持つ特権の問題がある。中でもとりわけ重要なのが、軍属が沖縄で犯罪行為等を行った際の裁判権の問題である。日米地位協定 17 条 5 項 C 号は、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする」と定める<sup>36</sup>。これは日本の検察が起訴を決めるまでの間、被疑者の取り調べはアメリカ側が行うことを意味する。その間、当然日本の警察は取り調べを行うことが出来ない。また、2004 年に沖縄国際大学の敷地内にヘリコプターが墜落する事故が起きた際も、米軍は直ちに現場を封鎖し、地元の消防や警察は現場に入ることが出来なかった。沖縄において軍属が起こした事件や事故は、日本の一般法の下では処理されず、日米地位協定のもとにある秩序によって処理されるのである。古関・豊下の研究が明らかにした通り、今日の沖縄において法的差別が横行しているのは、米軍基地の自由使用を復帰後も維持しようと

した結果である<sup>37</sup>。つまり、米軍基地を復帰前と変わらない水準で存続させるために、沖縄は法的に差別されているのである。したがって、法の支配なくして基地撤去＝反戦平和の実現は不可能なのであった。

このように、復帰後の沖縄をめぐる法的秩序は極めて差別的な状態にあるということが出来る。ここで重要なのは、差別的な法体系の問題、すなわち法の一般性が欠如しているという状況は、利益政治の結果として出現しているということである。前章においてハイエクの議論から確認した通り、法の支配が脅かされているのは利益政治の結果だという点にある。すなわち、法の支配の下へ復帰するためには、利益政治の下へ復帰してはならなかったのである。そしてこれこそ、復帰において問われなかった論点であった。次章では、復帰のプロセスとその後の沖縄において利益政治の展開と法の支配の棄損がどのように進行していったのかを検討する。

### Ⅲ. 利益政治の出発点としての復帰

#### 1. 復帰運動の穏健な育成

復帰運動の文脈において、人権の確立は民主主義の確立や自治の確立とセットで論じられてきた。屋良が「復帰問題はつまるところ、基本的人権を回復し、また追及することである」と述べた時<sup>38</sup>、それは自治や民主主義の欠如によって引き起こされている問題であるとみなしていた。屋良は「私たち沖縄県民は日本国民としての諸権利と、人間性を回復していきたいという基本的な要求がありますから、その要求に照らして、日本国民であるところの沖縄県民の要求を、国政参加にも他県の人と同じ資格を与えることによって実現させてもらいたい」と述べている<sup>39</sup>。ここでは日本の民主主義に参加することで人権の確立が可能になるという論理が見て取れる。すなわち、人権の欠如は民主主義の確立によって解決されるものであり、そのために復帰が必要だという論理である。

一方で我々は、民主主義と法の支配はつねにセットなわけではなく、むしろ民主主義が利益政治によって駆動するときには法の支配を棄損し、ひいては人々の自由を脅かしてしまうこと既に第一章の議論で確認した。すなわち、人権の確立と自治の確立は異なる問題なのである。しかしこの論点は深く議論されることのないまま民主主義の問題としてひとくくりになされていった。更に民族統一や反戦平和のスローガンとしての平和憲法への復帰という言説が一般化するに伴って、民主主義と人権の間にある緊張は見逃されていったのである。それはすなわち、復帰を人権の確立を達成するための手段として生かすことができなかったということの意味する。

古波藏の指摘するように、米軍統治下の沖縄で始まった米軍によるケインズ主義的財政政策に基づく統治は復帰後も日本政府によって引き継がれる形で継続された。その具体的な展開は次節で検討するとして、ここで重要なのは復帰運動が問いきれなかった論点である。復帰運動においては利益政治に基づく民主主義への復帰か、法の支配に基づいた復帰か、というのが論点だったにもかかわらず、この論点は問われなかった。これこそが復帰の最大の問題である。法の支配の欠如は米軍による独裁的統治と一体的に理解されてしまっていたために民主主義の下へ復帰すれば大丈夫だと思われてしまった。しかしハイエクの議論で明らかとなり、利益政治に基づいた民主主義は暴力的支配になり得るものなのである。利益政治か法の支配かという問いが問われなかったため、沖縄の日本復帰は利益政治に基づく民主主義への復帰となってしまったために、法の支配の欠如は維持されてしまったのである。その具体的な表れが、沖縄振興開発体制である。

## 2. 沖縄振興開発体制とは何か

古波藏の指摘したように、島ぐるみ闘争以降の沖縄統治は財政政策に基づく資本投下によって沖縄経済を回そうという施策が前景化してきた。そしてそれは施政権返還に伴って日本政府によって継承された。そしてその具体的な制度化として登場したのが、沖縄振興開発体制である。1972年、沖縄の日本復帰に際して日本政府は「か烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差が生じている状態を是正するために沖縄振興開発計画を策定し<sup>40</sup>、その実施のための出先機関として沖縄開発庁を設置した。振興開発計画に基づいて沖縄の振興開発に関連する各種の省庁や関係機関などの調整を行い、予算を一括計上する仕組みになっていた。これは、沖縄の遅れたインフラなどの社会資本を整備するため、国が責任を持ってその任に当たるとしたものである。

このような沖縄開発庁の主導する沖縄統治の在り方を沖縄振興開発体制と呼んで分析したのが島袋純による研究である。島袋は、沖縄振興開発体制を「日本の保守的な『利益還元政治』に沖縄を組み込むための装置であった」と指摘する<sup>41</sup>。島袋は、日本本土とし政権が切り離された沖縄は、選挙区で選出される議員を通じて中央政府から予算を持ってくる政治ルートも、その地域（ここでは沖縄）出身の官僚を通じて予算を持ってくる行政ルートも、いずれも希薄であった。そのため、沖縄を利益誘導政治のシステムの中に組み込むためには特別な仕組みが必要だったのである。そしてそれこそが沖縄開発庁であった。両ルートの不足を沖縄開発庁が補うことで、沖縄をめぐる利益を自民党の支配する利益政治の枠組みの中に取り込んでいった。さらに島袋が重視するのは、このような沖縄開発庁は、

基地問題などの振興開発の外にある問題に関しては職掌外であるとして全く取り合わなかったということである。これによって、沖縄と中央の間の政治は振興開発の問題へと集中され、基地問題を非争点化する仕組みとして機能した。

復帰前の利益政治のシステムは復帰を境により強化なものとして具体的に制度化され、沖縄政治を枠づけるものとなった。沖縄振興開発体制の下で具体的にどのようにして沖縄が日本の利益誘導政治のシステムの中に組み込まれていったのかに関しては鳥袋の研究に詳しいが、ここでより重要なのは、そのような利益政治のシステムが確立した結果として法の支配という理念が沖縄において実現しなかったということなのである。次節では、日本の利益政治のシステムの中で法の支配がどのように棄損されていったのかを検討する。

### 3. 日本の戦後民主主義の根本問題としての利益政治

鳥袋が正しく指摘したように、復帰と同時に確立した沖縄振興開発体制は、実は日本全体の利益政治の在り方に沖縄を組み込むためのシステムであった。戦後日本は、軍事の問題をアメリカに外注することで、国内的には経済発展に注力するといういわゆる吉田ドクトリンの下で戦後復興と高度経済成長を実現した。軽武装・経済重視というこのような路線が可能だったのは、日米安全保障条約に基づいてアメリカが日本の安全保障を肩代わりしたためであり、そしてそのために日本が負うべき基地負担を沖縄に集中させることが出来たためであった。自民党政権が確立したこのような経済・外交戦略は、その支持基盤たる諸経済団体にとって都合の良いものであることは明らかである。経済団体にとっては、安保体制が軍事的な安全を提供し、さらに日本政府が経済振興に回せる予算を確保しやすくなり、そのためより多くの経済的利益を得やすくなるからである。一方で、基地の存在そのものは経済的に利益を生み出すものではない。日米安保体制から最大の経済的利益を引き出すためには、基地は日本経済にとって重要度の低いどこか周縁部に集中させておいた方が都合が良いのも明らかである。すなわち、日本の経済界は安保体制を維持しながら、日本本土には米軍基地が無い、という状態こそ自らが経済的利益を得るために不可欠の前提条件だとみなしたといえよう。

このように考えれば、戦後日本の利益政治は、常に在沖米軍基地の固定化へと作用してきたと言うことが出来る。そしてそれは、沖縄の日本復帰とそれに伴う沖縄振興開発体制の確立によって完成した。このような利益政治のシステムの中で、沖縄はつねに法的に差別された状態に置かれ続けてきたのである。

ハイエクの論じたように法の支配と利益政治は両立不可能で、後者はかならず前者を脅かしてしまうのだとすれば、復帰が沖縄において法の支配の出発点ではなく利益政治の出発点になってしまったということは重大な論点である。古波藏

や島袋が指摘したことは、沖縄振興開発体制は利益と不利益を交換するシステムだということである。すなわち、基地を受け入れる、差別的な法体系を受け入れる、その代わりに振興開発政策という餌を受け取るというシステムの存在を描き出している。しかし実際には、沖縄振興開発体制をはじめとする利益政治のシステムそのものが法的差別構造を生んでいることをハイエクの議論は示唆するのである。したがって、振興開発体制から得られる利益だけは得て、基地には反対するということが論理的に不可能である。沖縄が日本の利益政治の体系に組み込まれている限り、日本の差別的な法体系から抜け出すことは出来ないからである。

復帰というモーメントにおいて、その目標をほとんど達成できず、沖縄にもたらされたのは利益政治の中に組み込まれるという結末だったということは、何への復帰かが問われないまま復帰してしまったことの帰結である。法の支配という論点が十分に問われなかったことと復帰が利益政治への復帰へと再構成されていったことは、表裏一体の現象だったのである。いずれも法の支配への復帰という問いが十分に議論されなかったことに起因するものであった。そして、そのような状況は現在もほとんど変わらないと言えよう。基地問題といったときに、沖縄をめぐる法的秩序の問題としてそれがとらえられることは少ない。そもそも、国際都市形成構想などの沖縄振興開発体制から脱出しようとする試みも挫折し<sup>42</sup>、辺野古新基地建設をめぐる裁判闘争にも敗れるような状況にあっては、現在の利益政治—法的差別に代わる状況を想像するのも困難といえよう。

利益政治の出発点となってしまった復帰ではない、もっと異なる姿の復帰はどうありえたのだろうか。次章では、ハイエクの自由論を検討しながら、沖縄社会の新たなビジョンを提示することを試みたい。

## IV. 沖縄社会の自生的秩序

### 1. 沖縄社会の自生的創造力

本節で明らかにしようと試みるのは、法の支配の問題と、沖縄における基地問題以外の社会問題がどのように繋がっているのかということである。結論から言えば、高い失業率や子どもの貧困、脆弱な産業構造などといった今日の沖縄社会が抱えている問題は、沖縄の軍事支配という問題と無関係ではなく、むしろ法の支配が壊れている状況がもたらした必然的な結果なのである。

ハイエクが法の支配という理念に拘ったのは、それが実現している状況でこそ、社会はより進歩して行けると考えていたからである。ここで重要なのは、ハイエクの自生的秩序論である。ハイエクによれば、秩序を成立させるものは二種類ある。一つは設計（あるいは命令）であり、もう一方が相互調整である。前者は秩



序の外部に立って指示を出し諸要素の配置を決定する者がいるのに対し、後者には参加する諸要素の間に一般的なルールが存在するのみである。ハイエクは後者を自生的秩序と呼ぶ。その特徴は、その具体的な在り方について設計する者がおらず、参加するプレイヤー間の相互調整によって秩序が形成されていくということである。

ハイエクがこのようなモデルを提出した背景には、知識の分散という問題意識がある。社会の各成員は、政府も含め、社会全体を見通せるほどの知識を有していない。これはハイエクが計画経済は不可能である理由だとみなしていたものである。ハイエクが強調するのは、知識の分散に対処し、知識の成長をもたらすモデルとして抽出された社会観としての自生的秩序論であるといえよう。社会における相互調整がいかに文明の発展にとって不可欠なのかを論証することがハイエクの試みである。

ハイエクによれば、状況のあらゆる変化は、資源の利用、人間の活動の方向と種類、習慣と慣行に変化を必然的にもたらす。その影響を受けた人々は自らの行動を変化させ調整する必要が生まれる。この過程で、状況の変化に対応した新たな慣行や工夫が発見される<sup>43</sup>。この動的なプロセスこそ、自生的に秩序が形成されていく過程なのであり、このようなプロセスを備えたシステムが自生的秩序というわけである。そのためにハイエクが重視したのは個々人が自分自身の立てた計画に従って行動することができるということであった。中央当局ではなく、個々人が自分で計画を立てて行為することこそ、知識の分散に対処しその有効活用を実現する方法だと考えたのである。ハイエクは「競争は単に他の人々が所有しているかもしれない知識や技能を利用するための我々の知る唯一の方法であるだけでなく、現に所有する知識や技能の大部分を我々に習得させた方法でもある」という<sup>44</sup>。自由に新しい方法による実験を行うことが可能であるということ、そして少数の人々がそれによって成功し尊敬を集めているようになったとき、それ以外の人々がそのやり方を自由に模倣することができるということ、このような条件がそろっているときに文明は発展する。ハイエクはこれを自由文明の創造力と呼んだ<sup>45</sup>。

ハイエクが法の支配を重視したのは、そのような状態にある社会だけが、自生的な成長が可能であると彼が考えたからである。というのも、このような自生的な調整のプロセスは、法の一般性が十分に担保されていなければ不可能だからである。他人の恣意的な意思の下に置かれている状況では将来の計画を立てられないのは明らかであろう。沖縄の文脈でいえば、この点について最も分かりやすい例は土地であろう。本来私人はその私有財産を不当に奪われないことが法的に定められているはずである。その条件の下で、人々はその土地からどう生活の糧を

得るかを考えることになる。だが、沖縄ではそこに予見可能な保護された領域などなく、米軍の都合で奪われるものでしかない。現実には、今日の米軍基地はそうにして建設されたものなのであり、いまだに一般性を欠く立法によって占拠され続けている土地なのである。このような条件の下で、自生的秩序の原理に基づいた土地利用などできようはずがない。また、日米地位協定に基づく事実上の治外法権の下では、自らの生命や財産の基本的な安全が保障されていない状態だと言えるだろう。そのような条件下では、自生的秩序の下での調整は著しく制限されてしまう。

このように考えれば、沖縄社会が法の支配のもとにないことが、沖縄社会にどのような影響を与えているのかは明らかであろう。沖縄住民は、法の支配に服していないがゆえに、その有する知識を十分に活用することが出来ない。いつでも米軍の強制力のもとに自由や財産（果ては生命までも）奪われうる状態にある個人は、自らの立てた首尾一貫した計画にしたがうことは困難である。今日の沖縄社会は基地以外にも様々な問題を抱えている。基地問題のみならず、沖縄の抱えるそれ以外の社会問題も、法の支配が壊れている状況がもたらした必然的な結果なのである。

## 2. 不確実性としての未来像

法の支配を実現し、自生的秩序として発展する沖縄とはどのようなものであろうか。ここで指摘しておくべきことは、沖縄における法の支配の欠如が具体的にどのような不利益を沖縄社会にもたらしているのかは明らかにしえないということである。自生的秩序の最大の特徴は、自由な諸個人がおのおのの知識を利用し最善であると信じる行動をとるところから、予想もつかないような発展が生まれるということにある。ハイエクがいうように、自由はそれが行使された結果がどうなるか分からない場合でもそれを許すときにのみその効果を発揮するのであり、どうなるかが分かっている場合にだけ自由を許すのは自由ではない<sup>46</sup>。この議論を敷衍すると、もし我々が自由を得たとして、その結果我々がどう変化するかは予想しえないのであり、それゆえに自由には価値があるのである。したがって、沖縄において法の支配が回復した場合に沖縄社会がどう変化するか予想することは出来ないし、それと同様に沖縄社会が法の支配を失っていたがために何を失ってきたのかを推測することも出来ない。ここで言えるのは、それが確実に沖縄社会から自生的な調整力の活力を失わせたということだけである。戦後の沖縄は、今日まで一貫して不自由な社会であった。それはすなわち、沖縄社会の持つ創造力が十分に発揮されたことはこれまでなかったということの意味している。

法の支配を回復することは、軍事的な抑圧から逃れるだけではない。社会的・経済的に広範な進歩を可能にするであろう。しかし、具体的な予見が不可能であるがゆえに価値があるという自生的秩序の基本的な性格からして、自生的秩序として発展していく沖縄が具体的にどのようなものなのかを描き出すことは困難である。ハイエクの議論の重要な特徴はこの点にある。それは、未来像を描くという作業における知の在り方に関して根本的な転換を迫るものなのである。

一般に未来像を示すという時に必要とされるのは、具体的な計画と明確なビジョンである。不確実性を削減し、予見不可能性を埋め、具体的で明確なある特定の社会状況を実現することがビジョンだとみなされている。ある党が経済振興計画を提案し、別の党がそれに対抗するプランを策定し、民主主義のもとで争うのが今日の民主主義の在り方である。しかし自生的秩序が我々に迫るのはその反対物である。予見不可能性を埋めるのではなく、その中に飛び込むことこそが求められているのである。それは利益政治を乗り越え、法の支配を確立した先にある新たな社会の在り方である。ハイエクは、自由主義者と保守主義者の違いとして、「かれら〔引用者註：保守主義者〕に典型的に欠けているのは、人間の努力による新しい手段を生み出すのと同じ、設計されざる変化を歓迎する勇気である」という<sup>47</sup>。この勇気の先に、沖縄の未来はあるのである。

## おわりに

沖縄問題は複雑である。今日の議論の状況においては基地問題に焦点化される機会が多いが、それは過度な単純化であると言えるだろう。復帰は成った、しかし基地は残った。この状況を捉えるためには、復帰運動それ自体について問い直さなければならない。復帰運動には、民族統一、民主主義の確立、反戦平和という三つの目標があった。これらの中には、法的差別の状態から脱するためにはどうすればいいのかという今日にまで通ずる重要な問題が内包されていたが、しかしその点は十分議論されてこなかった。

結局のところ復帰はその目標をほとんど達成できなかった。その背景には、復帰運動が米軍による沖縄統治戦略の変化によって、より穏健な形に育成しなおされていったということがある。そしてそのような統治枠組みは、沖縄振興体制へと姿を兼ねて今日まで存続しているのである。いわば、復帰運動の失敗が今日の沖縄を作ったといえよう。本稿ではハイエクの利益政治批判を検討することで、復帰を経てもなお法の支配が棄損され続けたということと、代わりに持ち上がってきたものが振興開発という利益政治ということが、不可分の現象であることを示すことが出来た。振興体制を中心とする利益政治のシステムこそが沖縄におい

て法の支配の確立を不可能たらしめているのであり、ここを問わなければならないのである。沖縄の日本復帰をハイエク思想から捉え直すことによって明らかにすることが出来たものであるといえよう。

さらに、このような法の支配の欠如という問題は、民主主義の欠如という問題ではないということが重要な論点である。復帰運動に際しては、日本の民主主義の下に復帰することによって、沖縄住民の人権は保障されるようになると考えられていた。しかし、本稿で明らかにした通り、民主主義は法の支配ではなく利益政治によって規律されたときには暴力的な支配に転化し得るものなのである。復帰は、島ぐるみ闘争以来の米軍によるケインズ主義的統治の問題を顕在化し、法の支配に基づいた民主主義へと転換するチャンスであった。しかしこの論点は十分に議論されなかったゆえに、沖縄振興開発体制という新たな利益政治の体系に組み込まれる形で、日本に民主主義の中に位置づけられていったのである。すなわち、沖縄における法の支配の欠如は、民主主義の欠如の問題なのではなく、戦後日本の民主主義それ自体に内在する問題なのだ。そしてそれゆえに、復帰は過去の現象ではなく、今日の沖縄政治にまで続く一連の問題系の起点であるという意味で現在の問題なのである。

では、利益政治の中の沖縄ではない新たなビジョンはいかにして描けばよいだろうか。本稿は、ハイエクの法の支配論から自生的秩序論へと議論の射程を広げることで、自由社会として発展する沖縄の姿を示唆した。沖縄振興体制から離脱し、法の支配を確立するためにはどうすればよいか。復帰に際して問われるべきだった問いは、今もなお問われるべき問いとして残っている。

#### 註

- 1 新崎盛暉『沖縄現代史 新版』(岩波新書, 2005), ii.
- 2 櫻澤誠『沖縄現代史』(中公新書, 2015), v.
- 3 古波藏契『ポスト島ぐるみの沖縄戦後史』(有志舎, 2023), 138.
- 4 新崎 (2005) 17.
- 5 櫻澤 (2015) 84.
- 6 古波藏 (2023) 134.
- 7 同上, 138.
- 8 Friedrich A. Hayek, *The Road to Serfdom*, (Routledge, 1944) 西山千明訳『隷属への道』(春秋社、初版:1992、新版:2008) 88 頁。
- 9 Friedrich A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty Volume 3: The Political Order of a Free People* (London and Henley: Routledge and Kegan Paul, 1979), p.3., 渡部茂訳『法と立法と自由 III 自由人の政治的秩序』(春秋社、初版:1988、新版:2008) 12 頁。
- 10 アメリカのシカゴ大学を中心に発展した経済学派。経済的自由主義の立場に立ち、政府による市場への直接的介入を批判した。
- 11 トーマス・カリアー著、小坂恵理訳『ノーベル経済学賞の40年(上)』(2012、筑摩書房) 50.

- 12 ジェリー・Z・ミュラー著、池田幸弘訳『資本主義の思想史』（2018、東洋経済新報社）477.
- 13 楠茂樹・楠美佐子『ハイエクー「保守」との訣別』（中央公論新社、2013）、77.
- 14 佐藤方宣「ハイエクーとナイトII—『リベラル』批判の二つの帰趨」桂木隆夫編『ハイエクーを読む』（ナカニシヤ出版、2004）、200.
- 15 Chandran Kukathas, *Hayek and Modern Liberalism*, (Claredon Press, 1989), pp.139-42.
- 16 山中優『ハイエクーの政治思想』（勁草書房、2007）第三章
- 17 W. Brown, *In the Ruins of Neoliberalism; The Rise of Antidemocratic Politics in the West*, (Columbia University Press, 2019), 河野真太郎訳『新自由主義の廃墟で 真実の終わりと民主主義の未来』（人文書院、2022）
- 18 同上, 147.
- 19 Hayek(1979), p.99., 137 頁。
- 20 Hayek(1979), p.22., 38-9 頁。
- 21 同上, p.126., 171 頁。
- 22 Friedrich A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty, Volume 1: Rules and Order* (London and Henley: Routledge and Kegan Paul, 1973), p.128. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 I ルールと秩序』（春秋社、初版:1987、新版:2007）168 頁。
- 23 Hayek (1960) p.152., 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 II 自由と法』（春秋社、初版:1987、新版:2007）29 頁。
- 24 もっとも、ハイエクーはつねに法が特定の集団を名指しせず済ませることが可能であると考えていたわけではなく、特定の集団にのみ法的な規制をかけつつも法の一般性を維持するための慎重なテストについても詳しく検討している。しかし、この論点は本稿の趣旨から離れるのでこれ以上検討しない。
- 25 楠茂樹・楠美佐子『ハイエクー「保守」との訣別』（中央公論新社、2013）159.
- 26 小松寛『日本復帰と反復帰 一戦後沖縄ナショナリズムの展開』（早稲田大学出版部、2015）41.
- 27 我部政男『近代日本と沖縄』（三一書房、1981）149-51.
- 28 瀬長亀次郎『沖縄人民党一闘いの25年』（新日本出版社、1970）.124-5
- 29 森宣雄『地の中の革命』（現代企画室、2010）.235
- 30 屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』（朝日新聞社、1977）102.
- 31 同上
- 32 同上, 103.
- 33 屋良朝苗『沖縄の夜明け—いのちを守る闘い』（あゆみ出版社、1969）176.
- 34 小松寛（2015）69.
- 35 我部（1981）149.
- 36 外務省「日米地位協定」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100498997.pdf>  
（最終閲覧日：2024/9/5）
- 37 古関彰一・豊下梢彦『沖縄 憲法なき戦後 講和条約惨状と日本の安全保障』（みすず書房、2018）100.
- 38 屋良（1977）、100.
- 39 屋良朝苗『沖縄はだまっていられない』（エール出版社、1969）16.
- 40 『沖縄振興開発計画』[https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Soumu/sinkou/shinkou-kaihatu/dai1ji\\_shinkou.pdf](https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Soumu/sinkou/shinkou-kaihatu/dai1ji_shinkou.pdf)  
（最終閲覧日：2024/11/17）
- 41 島袋純『「沖縄振興体制」を問う—壊された自治とその再生に向けて—』（法律文化社、2014）、165. 沖縄振興開発体制の下でどのようにして沖縄が日本の利益誘導政治のシステムの中に組み込まれていったのかに関しては同書を参照されたい
- 42 国際都市形成構想と沖縄振興開発体制の関係については拙稿「沖縄戦後史における国際都

- 市形成構想の持つ意義」『島嶼地域科学』第5号（2024）49-63頁を参照されたい
- 43 Friedrich A. Hayek, *Constitution of Liberty*, (University of Chicago Press, 1960), pp.28-9., 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I 自由の価値』（春秋社、初版 :1986、新版 :2007）45-6頁。
  - 44 Hayek(1979), p.75., 106頁。
  - 45 Hayek (1960), p.22., 37頁。
  - 46 Hayek (1960), p.31., 48-9頁。
  - 47 Hayek (1960) p.400., 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 III 福祉国家における自由』（春秋社、初版 :1987、新版 :2007）197頁。

**Abstract**

# What was the Reversion of Okinawa to Japan

Ryu SHIMABUKURO

The Okinawa problem is complex. In the context of today's study, there are many opportunities to focus on problems of U.S. military base, but that is an oversimplification. The reversion was successful, but the base remained. In order to understand this situation, we need to reconsider the reversion movement itself. The reversion movement had three goals: national unification, the establishment of democracy, and peace. Included in these was an important question, still relevant today, about how to escape from a situation of legal discrimination, which had not been fully discussed.

After all, the reversion hardly achieved that goal. Behind this is the fact that the reversion movement has been redeveloped into a more moderate form due to changes in the U.S. military's strategy for governing Okinawa. This framework of governance has continued to this day as part of the Okinawa promotion and development system (Okinawa-Shinkou-Kaihatsu-Taisei). It can be said that the failure of the reversion movement created what Okinawa is today. There was a turning point in the reversion movement, from legal equality to promotion and development. What should we consider of this change? This paper attempts to consider this problem by bringing Hayek's theory.

By examining Hayek's criticism of interest politics, I was able to show that the phenomenon that legal discrimination has not been resolved and has been preserved and that promotion and development has emerged instead are inseparable phenomena. This clarifies that interest politics is not seen as an exchange of benefits and disadvantages, but is itself a system that produces the erosion of the rule of law. It is the system of interest politics centered on the promotion system that makes it impossible to establish the rule of law in Okinawa. It can be said that Okinawa's return to Japan was made clear by rethinking Hayek's philosophy. Reversion is not a phenomenon of the past, but rather an important starting point for a series of problems that have continued

into today's Okinawa politics.

How, then, should we draw up a new vision that does not involve Okinawa in interest politics? By broadening the scope of the discussion from Hayek's theory of the rule of law to his theory of the spontaneous order, this paper suggests a picture of Okinawa developing as a liberal society. What should be done to break away from the Okinawa promotion system and establish the rule of law? The questions that should have been asked upon his return are still questions that should be asked.